

愛媛県観光ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、愛媛県(以下「県」という。)が管理する観光ホームページ「いよ観ネット」(以下「県観光ホームページ」という。)のトップページに広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主(県観光ホームページに広告を掲載できる者をいう。以下同じ。)の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告は、県観光ホームページに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、次の各号によるものとする。

- (1) 掲載位置 県観光ホームページトップページ上部右側の位置
ただし、表示される位置は次の掲載枠の中でランダムに切り替える。
- (2) 掲載枠数 12枠(1枠×12段)

(広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載できる広告の内容等については、要綱第3条、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準及び愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱の規定によるほか、第2項に禁止表現を定める。なお、広告主が指定したリンク先及び県が、広告主が指定したリンク先と関連が深いとみなしたリンク先のホームページの内容についても同様とする。

- 2 広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
 - (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例)高速(1秒間に2回以上)に点滅、反転、切り替えするイメージ、高速に振動するイメージ、彩度の高い赤の点滅表示、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等
 - (3) 実際には機能しないもの
(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

- (4) 県の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用
（例）「愛媛県 情報」と表示、愛媛県章の使用等
- (5) 個人の氏名の使用
- (6) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

（広告の規格）

第5条 広告の規格等広告掲載に関する仕様は、次の各号によるものとする。

- (1) 大きさ 縦68ピクセル・横196ピクセル
- (2) ファイル形式 GIF（アニメ可）又はJPEG
- (3) データ容量 12キロバイト以下
- (4) 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

（広告掲載枠の売渡し）

第6条 広告を掲載する枠は、適正な価格で広告主に売り渡すものとする。

（広告主の募集・選定）

第7条 広告主は、市場価格を参考にあらかじめ設定した価格により公募し、選定する。

- 2 前項の募集及び選定に関し必要となる事項は、愛媛県観光ホームページ広告募集要項（以下「募集要項」という。）で定める。

（広告の掲載期間）

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告掲載の優先順位）

第9条 広告の掲載は、次の優先順位によるものとする。

- (1) 社団法人愛媛県観光物産協会会員
- (2) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する企業

(広告の作成及び提出)

第10条 掲載する広告は、広告主が第4条及び第5条の規定に従い作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主は、作成した広告を、募集要項で定める日までに、県が指定した場所に提出するものとする。
- 4 県は、前項の規定により提出された広告の内容等が第4条及び第5条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

(広告掲載の方法)

第11条 県は、前条の規定により提出され、承認を受けた広告を、原則として広告掲載開始日の前日中に掲載するものとする。

- 2 県は、第1項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日中に取り除くものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日の前日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日にあたる場合は、当該日の直前の開庁日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(広告内容等の修正)

第12条 県は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、契約の期間内において、広告の内容、リンク先等を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第10条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告の修正については、第12条の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第14条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、広告の掲載を継続することが適切でないときと県が判断したとき。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料があってもこれを返還しないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。
- 3 前項の規定により掲載した広告を削除した場合で、当該広告を削除した日の属する月の翌月から起算した掲載期間の残りの月数が1月以上あるときは、当該残りの月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告の掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合で、既納の広告掲載料がある場合には、これを返還する。

- 2 第4項に該当する場合を除き、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合には、掲載期間の残りの日数に応じ、広告掲載料を返還する。
- 3 前項の規定により返還する広告掲載料は、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
- 4 次の各号に掲げる事由により、県のホームページの運営を一時停止するなど、1日(24時間)を超える期間に渡り広告の掲載ができない場合、前2項の規定に準じ、広告掲載料を返還する。広告の掲載ができない期間が1日(24時間)を超えない場合には、広告掲載料の返還はしない。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 15 日から施行する。